

株 主 各 位

大阪市西区京町堀一丁目8番5号
明星工業株式会社
取締役社長 大谷 壽輝

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
第 2 号 議 案 定款一部変更の件
第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第 4 号 議 案 監査等委員である取締役4名選任の件
第 5 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第 6 号 議 案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第 7 号 議 案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第 8 号 議 案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meisei-kogyo.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響により景気の落ち込みが見られたものの、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策などを背景に円安・株高基調が続き、企業収益が好転するとともに雇用・所得環境の持ち直しや設備投資に改善の兆しが見られるなど、景気は引き続き緩やかな回復基調となりました。しかしながら、海外では米国が底堅い成長を維持する一方で、欧州経済のデフレ懸念、中国経済の減速や新興国の成長鈍化などに加え、原油価格の下落による資源国経済の不安定化など、経済やエネルギー情勢は依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く関連市場は、非製造業を中心に設備投資が持ち直しに転じ、主たる事業領域である熱利用装置産業につきましても、既設置の能力増強、競争力強化および省エネルギー関連の更新工事が顕著化いたしました。しかし、震災以降の人手不足や労務費および資機材価格の上昇により熾烈な価格競争は払拭されず、引き続き厳しい受注環境となりました。

このような状況のなか当社グループは、中期経営計画（平成24年度～平成26年度）最終年度の目標達成に向けて、断熱事業のシェアアップや環境関連ならびに非断熱事業の収益力向上のため、競争力の強化、積極的な受注展開、施工・生産効率の向上、原価の低減などグループの総力を挙げて推進してまいりました。

建設工事事業につきましても、主たる事業である断熱工事は、グローバル経済に対応するため国内設備の海外移転や統廃合が進み、プラント市場の縮小化が進むなか、石油業界では再編の動きが加速し、石油化学業界でも供給過剰の構造的な問題解消が求められ、メンテナンス投資や建設投資が減少傾向となった一方、原子力発電の代替需要に起因するLNG受入基地および運搬船の案件や発電設備の建設をはじめとするエネルギー分野が堅調に推移いたしました。海外におきましても、産油・産ガス国では世界的な人口増加や新興国の経済成長を背景としたエネルギー需要増により、引き続きプラント建設やインフラ設備のニーズが高まり、各国で原油処理・ガス処理プロジェクトが計画・実施されました。また、クリーンルーム関連工事は、液晶メーカー等の消費税増税前の特需によって減少していた市場在庫の適正化に向けた動きがありましたが、新規投資の抑制や受注価格の下落により厳しい受注環境となりました。

ボイラ事業に関しましては、バイオマス発電設備の建設工事は引き合いが旺盛で、ごみ処理施設におきましても環境意識の高まりから地球温暖化防止や省資源、省エネルギーの推進により老朽化した施設の更新工事や改良工事が底堅く推移いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度における受注高は、539億7千8百万円（対前期比18.5%増）となり、売上高は468億7千3百万円（同7.0%増）を計上いたしました。利益面につきましては、徹底した工事原価の低減および為替差益の増加により、営業利益は57億1千1百万円（同55.0%増）、経常利益は62億3千1百万円（同60.5%増）を計上し、当期純利益は41億7千6百万円（同86.4%増）の計上となり、中期経営計画の目標数値を達成することができました。

なお、当社は投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性向上および投資家層の拡大を図るため、平成27年2月1日付をもって単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝し、当社株式への投資魅力を高め、より多くの方々に中長期的に当社株式を保有していただくため、平成27年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1単元（100株）以上の当社株式を保有する株主様を対象として株主優待制度を導入いたしました。

また、当社は経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議により当事業年度におきまして1,434,000株の自己株式を取得し保有しておりましたが、当事業年度末におきまして、資本効率の向上と発行済株式総数の減少を通じた株主様の利益の増進を図ることを目的として、4,000,000株の当社普通株式を消却いたしました。

事業の種類別の概況は次のとおりであります。

〈建設工事業〉

建設工事業につきましては、産業用設備の保温・保冷、築炉・耐火被覆、LNG・LPGの運搬船および陸上タンク防熱の断熱工事を主体に、ごみ焼却場設備、煙突ライニング、コンクリートの耐震補強・補修、防音、アスベスト除去などの環境関連工事、IT企業向けの内装仕上等のクリーンルーム工事および冷凍空調設備工事などを行っております。

当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内ではプラント建設投資の抑制基調に加え設備稼働率が伸び悩むなか、LNGの陸上設備および運搬船防熱工事の引き渡しが順調に行われ、化学・電力・ガス・繊維分野等も安定的に進捗いたしました。また、海外におきましては、パプアニューギニア国におけるLNG関連工事の売上計上はありましたが、断熱工事全体の売上高は前年同期に比べ減少し、受注高につきましては、オーストラリア国における大型案件の受注成約が寄与し増加いたしました。

環境関連に関しましては、引き続き官公庁・民間企業が環境負荷低減の取り組みを強化しており、潜在需要の根強いごみ焼却場施設工事およびコンクリートの耐震補強・補修工事が増加したほか、防音、煙突ライニング工事なども堅調に推移し、環境関連の業績は、受注高・売上高ともに前年同期を上回る結果となりました。

また、クリーンルーム工事に関しましては、IT関連企業の大規模設備投資が手控えられるなか、収益力向上のため工業系・バイオ系クリーンルーム、派生事業ならびに建築附帯工事の受注活動に注力するとともに、工事原価・経費の見直しに努めました結果、厳しい状況ではあるものの業績は持ち直しに転じました。

当連結会計年度における建設工事業の受注および売上の状況につきましては、グループ全体の総力を挙げて競争力の強化および積極的な受注活動を展開いたしました。

た結果、受注高は446億8百万円（対前期比21.6%増）、売上高は373億8千4百万円（同1.8%減）の計上となりました。

〈ボイラ事業〉

ボイラ事業につきましては、各種ボイラならびに産業用焼却炉の製造、施工、据付工事を主たる事業といたしております。

当連結会計年度におけるボイラ事業の受注および売上の状況につきましては、国内の環境意識の高まりや政府のエネルギー政策である再生可能エネルギーによる電力固定価格買取制度により、前年に引き続きバイオマス発電設備の旺盛な需要が継続いたしました。売上面では主に食品、電力・ガス業界などで木屑・バガス専焼型ボイラの新規製缶が増加し、改造・補修工事も安定的に推移いたしました。その結果、受注高は93億7千万円（対前期比6.0%増）、売上高は94億8千9百万円（同65.7%増）を計上いたしました。

当社グループの事業の種類別受注高および売上高は次のとおりであります。

① 受注高

事業別区分	第72期		第73期		増減	
	25.4.1～26.3.31	構成比	26.4.1～27.3.31	構成比		増減率
建設工事業	36,693 ^{百万円}	80.6%	44,608 ^{百万円}	82.6%	7,914 ^{百万円}	21.6%
ボイラ事業	8,840	19.4	9,370	17.4	529	6.0
合計	45,534	100.0	53,978	100.0	8,444	18.5

② 売上高

事業別区分	第72期		第73期		増減	
	25.4.1～26.3.31	構成比	26.4.1～27.3.31	構成比		増減率
建設工事業	38,086 ^{百万円}	86.9%	37,384 ^{百万円}	79.8%	△702 ^{百万円}	△1.8%
ボイラ事業	5,727	13.1	9,489	20.2	3,762	65.7
合計	43,813	100.0	46,873	100.0	3,060	7.0

(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、2億8千4百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事業〉

工事中機械、工具等の取得ならびに生産設備の老朽化による更新

(3) 資金調達状況

資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期	第 71 期	第 72 期	第73期(当期)
	23. 4. 1～24. 3. 31	24. 4. 1～25. 3. 31	25. 4. 1～26. 3. 31	26. 4. 1～27. 3. 31
受 注 高(百万円)	38,755	39,841	45,534	53,978
売 上 高(百万円)	37,178	41,629	43,813	46,873
経 常 利 益(百万円)	1,861	2,997	3,883	6,231
当 期 純 利 益(百万円)	2,116	2,075	2,240	4,176
1株当たり当期純利益(円)	37.36	37.18	41.17	77.68
総 資 産(百万円)	44,875	46,375	49,776	53,052
純 資 産(百万円)	28,660	30,110	32,485	35,613
1株当たり純資産額(円)	503.05	549.86	593.14	666.95

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。

なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の各種経済対策や日銀の追加金融緩和政策が雇用・所得環境改善の後押しとなり、堅調な企業収益を背景に企業の生産活動および個人消費の持ち直しが期待され、景気は緩やかな回復基調が続くものと思われま。しかしながら、政策効果が实体经济に十分浸透していないことや依然として設備の過剰感に否めず、海外における新興国の成長鈍化、中国やユーロ圏の景気下振れリスクもあり、引き続き予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く熱利用関連市場につきましては、プラントの延命化対策や安定稼働のためのメンテナンス、改造・改修工事の投資が見込まれ、円安効果による輸出関連企業の設備投資が景気回復の持続力を左右するとともに、海外での生産コスト上昇や技術力流出の懸念から国内回帰に向けての動きに期待が寄せられます。また、海外におきましては、東南アジア諸国でエネルギー、素材、食糧・水の需要拡大を背景とするプラント建設の潜在需要があり、LNG需要につきましても東南アジア地域を中心に根強いものがありますが、原油価格の下落により特に産油・産ガス国において、今後のLNGプロジェクトやシェールガス開発・設備投資計画の先行きが懸念されます。

このような情勢に対処するため、当社グループは、新たに中期経営計画を策定し、「飛躍に向けて限りなく挑戦」をスローガンに掲げ、「改革、スピード&チャレンジ」の行動指針をグループ全体で共有し、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガ

バランス体制の確立を前提に、収益力、成長力および技術力の強化に向けてグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

なお、当社は平成27年3月20日開催の取締役会におきまして、本年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、「監査等委員会設置会社」が法制化されたことに伴い、業務執行に対する取締役会の監査・監督機能の充実とコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしました。

当社といたしましては、引き続き企業としての社会的責任を果たすため、リスクマネジメントの徹底をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実を図り、継続的な収益確保のために経営基盤の強化を推し進め、ステークホルダーの期待に応えるべく、グループ全体で企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 百万円	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. (シンガポール)	1,500 千S\$	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(S\$: シンガポール・ドル)

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業別区分	種類	事業内容
建設工事業	熱絶縁工事	保温、保冷（超低温）、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍空調設備工事等
	工用材料の製造	熱絶縁工用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

(8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本 社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
東 京 本 部	東京都中央区湊一丁目8番15号
支 店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 中国・四国支店（広島市南区）同支店内に10営業所 九州支店（福岡市中央区）同支店内に8営業所
工 場	浜松工場（浜松市北区）
研 究 所	中央研究所（浜松市北区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国 内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海 外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 別 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建 設 工 事 事 業	518 名	△ 9 名
ポ イ ラ 事 業	111	3
合 計	629	△ 6

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
313 名	△ 2 名	39.9 歳	13.6 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	400
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	250

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 発行可能株式総数 | 190,000,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 59,386,718 株 |
| ③ 株主数 | 11,468 名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	4,032 千株	7.5 %
公 益 財 団 法 人 富 本 奨 学 会	2,695	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,618	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,617	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,297	4.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,960	3.6
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,930	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,738	3.2
明 星 工 業 取 引 先 持 株 会	1,499	2.8
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,400	2.6

(注) 当社は、6,290,935株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成26年12月19日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成27年2月1日付をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

- ② 取得・処分した自己株式

取得した自己株式

取締役会決議で買い受けた株式

普通株式 1,434,000株

取得価額の総額 959,588,989円

単元未満株式の買取請求により買い受けた株式

普通株式 12,441株

買取価額の総額 8,176,476円

処分した自己株式

新株予約権の権利行使により売り渡した株式

普通株式 112,000株

売渡価額の総額 28,400,000円

- ③ 取締役会決議で消却した自己株式
- | | |
|---------|----------------|
| 普通株式 | 4,000,000株 |
| 消却価額の総額 | 1,281,640,000円 |
- ④ 事業年度末日に保有する自己株式
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 6,290,935株 |
|------|------------|

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年3月31日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成21年7月23日	平成22年7月22日
新株予約権の数		63個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 63,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 255,000円(1株当たり255円)	新株予約権1個当たり 247,000円(1株当たり247円)
権利行使期間		平成23年8月11日から 平成29年8月10日まで	平成24年8月11日から 平成30年8月10日まで
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数 : 63個 目的となる株式数 : 63,000株 保有者数 : 4人	該当者なし
	監査役	該当者なし	新株予約権の数 : 5個 目的となる株式数 : 5,000株 保有者数 : 1人

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 谷 壽 輝	
常務取締役	朝 倉 滋	支店統括 兼 調達部 担当 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	印 田 博	財務部長 兼 総務部および関連会社 担当 PT. MEISEI INDONESIA 代表取締役 MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 明星建工株式会社 取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役
取 締 役	西 村 英 明	工事統括部長 兼 営業統括部、浜松工場 担当およびイク シス プロジェクト ディレクター
取 締 役	林 秀 行	技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理 部 担当
常 勤 監 査 役	光 田 建 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
監 査 役	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
監 査 役	吉 竹 英 之	税理士 吉竹税理士事務所 所長 高田機工株式会社 社外監査役 株式会社ハイレックスコーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 監査役 上村恭一および吉竹英之の両氏は社外監査役であります。なお、両氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、また、監査役 吉竹英之氏は税理士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 常勤監査役 光田建治氏は、当社の営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
該当事項はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5 名	164 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	23 (9)
合 計	8	188

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第65回定時株主総会において取締役は年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとする。）、監査役は年額7千万円以内とご決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査役 吉竹英之氏は、吉竹税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は高田機工株式会社および株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と両社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役	上村恭一	17回	100.0%	12回	100.0%
監査役	吉竹英之	16	94.1	10	83.3

2. 取締役会および監査役会における発言状況

監査役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、また、監査役 吉竹英之氏は税理士としての専門的見地から、豊富な経験と幅広い見識を活かし、それぞれ企業経営全般にわたり意見の表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と両社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日に社外取締役を置いておりませんが、社外監査役の監査・監督により十分機能するガバナンス体制が構築されております。また、必要に応じて臨機に取締役会を開催し迅速な経営判断を行っております。非常勤を予定する当社事業に精通していない社外取締役を置くことは、重複した役割を担うポストを設置することとなり機動的な取締役会の機能を低下させるおそれもあり、取締役会出席への配慮やコスト面も勘案し相当ではないと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載いたしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、次のとおり決議いたしております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
 - ② コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査役が独立した立場で出席する。
 - ③ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。
 - ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
 - ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
 - ⑥ 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
 - ⑦ 監査役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。
 - ② 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
- ② 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。
- ③ 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ② 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。
- ③ 監査役は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人を置かない。ただし、内部監査室は監査役会との協議により監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、監査役の要望があれば当社の使用人が随時監査業務の遂行および支援を行う。
- ② 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会および重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。
- ② 取締役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査役に遅滞なく報告する。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ② 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- ③ 内部通報窓口への通報内容が監査役の仕事の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

(9) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

(1) 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがまだまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様との共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みは次のとおりであります。

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、昭和19年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍空調設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

こうしたなかで、当社の技術力は、ユーザーから高い信頼を得るとともに、地球規模の課題である省エネルギーや環境保全の推進により、企業価値の向上および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

変化の激しい事業環境のなか、当社の経営理念に基づき、「改革、スピード&チャレンジ」をキーワードに、全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、中長期的観点に立ち安定的に企業価値を向上させるため、経営諸施策を確実に実施し、常に未来に挑戦してまいります。

② 中期経営計画について

当社は、近年、企業のグローバル化およびボーダレス化が進むなか、将来の当社としてのあるべき姿を見据えて、本年4月に中期経営計画（平成27年度～平成29年度）を新たにスタートさせました。本計画は「飛躍に向けて限りなく挑戦」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、(1) 企業力の強化 (2) 事業領域の拡大と強化 (3) 組織基盤の活性化 (4) 社会的責任の推進 を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営責任と業務執行責任を分離し、経営としての意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る体制を構築いたしております。また、当社は、平成27年6月25日開催予定の第73回定時株主総会において、必要なご承認を得て監査等委員会設置会社に移行する予定であり、これにより、監査・監督機能のさらなる充実とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けて、有効期間を平成27年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとする当社株式の大量取得行為に関する対応策を更新いたしております。

当社は、上記の「基本方針」に照らして企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、長年培ってきた企業風土を背景とした中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

外部者である買収者からの買収の提案を受けた際に、株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成するさまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性もあることも踏まえ、当社といたしましては、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

そこで、当社は平成27年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、第73期事業年度にかかる当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただけることを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を更新することを決議いたしました。

本プランの内容につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類58頁から77頁に記載の第8号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件」をご参照ください。

- (4) 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

株主総会参考書類に記載の第8号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件」における「3. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由」（68頁から70頁まで）をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,227	流動負債	12,601
現金預金	16,601	支払手形	2,944
受取手形	2,872	支払信託	565
完成工事未収入金	13,560	工事未払金	2,943
有価証券	142	買掛金	746
未成工事支出金	1,275	短期借入金	798
商品及び製品	248	未払法人税等	1,601
原材料及び貯蔵品	136	未成工事受入金	1,013
繰延税金資産	312	完成工事補償引当金	140
その他	126	賞与引当金	382
貸倒引当金	△48	役員賞与引当金	64
		工事損失引当金	18
		その他	1,382
固定資産	17,824	固定負債	4,837
有形固定資産	14,109	長期借入金	830
建物及び構築物	2,245	退職給付に係る負債	995
機械装置及び運搬具	383	役員退職慰労引当金	320
土地	11,374	繰延税金負債	2,107
その他	105	再評価に係る繰延税金負債	509
無形固定資産	61	資産除去債務	23
		その他	51
投資その他の資産	3,653	負債合計	17,438
投資有価証券	3,259	(純資産の部)	
繰延税金資産	65	株主資本	32,859
その他	367	資本金	6,889
貸倒引当金	△39	資本剰余金	999
		利益剰余金	26,985
		自己株式	△2,015
		その他の包括利益累計額	2,553
		その他有価証券評価差額金	880
		土地再評価差額金	933
		為替換算調整勘定	747
		退職給付に係る調整累計額	△7
		新株予約権	23
		少数株主持分	178
		純資産合計	35,613
資産合計	53,052	負債・純資産合計	53,052

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	46,873
売上原価	37,037
売上総利益	9,836
販売費及び一般管理費	4,124
営業利益	5,711
営業外収益	665
受取利息配当金	103
不動産賃貸料	119
為替差益	343
その他	99
営業外費用	146
支払利息	17
不動産賃貸原価	61
固定資産除却損	16
その他	51
経常利益	6,231
特別損失	43
投資有価証券評価損	43
税金等調整前当期純利益	6,187
法人税、住民税及び事業税	2,228
法人税等調整額	△227
少数株主損益調整前当期純利益	4,186
少数株主利益	9
当期純利益	4,176

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
平成26年4月1日 期首残高	6,889	1,003	24,566	△2,364		30,094
会計方針の変更による累積的影響額			0			0
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,889	1,003	24,566	△2,364		30,094
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△487			△487
当 期 純 利 益			4,176			4,176
自 己 株 式 の 取 得				△967		△967
自 己 株 式 の 処 分		2		35		38
自 己 株 式 の 消 却		△5	△1,275	1,281		—
連 結 範 囲 の 変 動			5			5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	△3	2,418	349		2,764
平成27年3月31日 期末残高	6,889	999	26,985	△2,015		32,859

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成26年4月1日 期首残高	869	879	581	△140	2,190	32	168	32,485
会計方針の変更による累積的影響額								0
会計方針の変更を反映した当期首残高	869	879	581	△140	2,190	32	168	32,486
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△487
当 期 純 利 益								4,176
自 己 株 式 の 取 得								△967
自 己 株 式 の 処 分								38
自 己 株 式 の 消 却								—
連 結 範 囲 の 変 動								5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	10	53	165	132	362	△9	9	363
連結会計年度中の変動額合計	10	53	165	132	362	△9	9	3,127
平成27年3月31日 期末残高	880	933	747	△7	2,553	23	178	35,613

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社	12社
株式会社よしみね	明星建工株式会社
日本ケイカル株式会社	株式会社メイセイクリエート
メイセイ工事株式会社	明星松山工事株式会社
株式会社エムエステック	PT. MEISEI INDONESIA
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.	MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD.
MEISEI NIGERIA LIMITED	SMI GLOBAL SDN. BHD.

(2) 非連結子会社 2社

MEISEI INDUSTRIAL (M) SDN. BHD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

MEISEI SAUDI CO., LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため第2四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 2社

MEISEI INDUSTRIAL (M) SDN. BHD.

MEISEI SAUDI CO., LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため持分法の適用範囲に含めておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるMEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 他4社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの	<p>移動平均法による原価法</p> <p>なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>
② デリバティブ	時価法
③ たな卸資産 未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
商品及び製品、原材料 及び貯蔵品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社	<p>定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p>
在外連結子会社	定額法を採用しております。
② リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 重要な引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	<p>当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権については個別に回収不能見込額を計上しております。</p>
② 完成工事補償引当金	当社及び連結子会社の一部は、引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。
③ 賞与引当金	当社及び国内連結子会社は、従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度対応額を見積計上しております。
④ 役員賞与引当金	当社及び国内連結子会社の一部は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
⑤ 工事損失引当金	当社及び連結子会社の一部は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社の一部は、役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。
- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

これに伴う当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債、利益剰余金ならびに当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益への影響額についても軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,822百万円

(2) 担保差入資産

連結会社以外の会社の借入金の担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券 1百万円

(3) 保証債務残高 103百万円

(4) 偶発債務

当社が加入している「日本保温保冷工業厚生年金基金」は、平成26年9月18日開催の代議員会において同基金解散の方針を決議しました。

上記に伴い費用の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積もり金額を算定することができません。

(5) 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 4,000百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 4,000百万円

(6) 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,174百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	63,386,718株	一株	4,000,000株	59,386,718株

(注) 普通株式の発行済株式数の減少4,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	8,956,494株	1,446,441株	4,112,000株	6,290,935株

(注) 普通株式の自己株式の増加1,446,441株は、取締役会決議による自己株式の取得1,434,000株及び単元未満株式の買取りによる12,441株であり、減少4,112,000株は、取締役会決議による自己株式の消却4,000,000株及びストック・オプションの権利行使による112,000株であります。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	23

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	272	利益剰余金	5	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	215	利益剰余金	4	平成26年9月30日	平成26年11月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月25日開催予定の第73回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 212百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資及び運転資金に必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については主に短期的な預金等に限定し、一部資金計画に照らして安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外工事等にて生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約・通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業及び業務に係る企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、支払信託、工事未払金及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、海外工事等における役務、原材料購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、手許外貨預金による決済、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、期間は原則として3年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約・通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を適時モニタリングし、取引先ごとに毎月与信残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券管理規程に従い、運用枠を設定し、かつ、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクは、債権債務の決済計画に基づいて、先物為替予約、通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程に従い、社内所定決裁を受けた後取引を行い、取引状況、残高等を把握、確認しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定の水準に維持する等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預金	16,601	16,601	—
(2) 受取手形及び完成工事未収入金	16,432	16,432	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,839	2,839	0
資産計	35,874	35,874	0
(1) 支払手形、支払信託、工事未払金 及び買掛金	7,200	7,200	—
(2) 短期借入金(*1)	250	250	—
(3) 長期借入金(*1)	1,378	1,374	△3
負債計	8,828	8,824	△3
デリバティブ取引(*2)	(1)	(1)	—

(*1) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金 (2) 受取手形及び完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、支払信託、工事未払金及び買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	400	400	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	290
投資事業有限責任組合への出資金	271
合 計	561

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び東京都において、当社及び一部の連結子会社が使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しております。当社グループが使用している部分以外は、賃貸オフィスビルとしております。また、大阪府下に賃貸収益を得ることを目的として賃貸共同住宅を所有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は58百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,611	△41	1,570	1,401

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価額を基礎として評価しております。
3. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は、賃貸不動産の減価償却（20百万円）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 666円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円68銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 77円45銭 |

8. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額を除く）は185百万円減少し、法人税等調整額（貸方）は142百万円、その他有価証券評価差額金が44百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円、それぞれ増加しました。

また、再評価に係る繰延税金負債は53百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,288	流動負債	7,564
現金預金	8,777	支払手形	622
受取手形	2,567	支払信託	680
完成工事未入金	10,794	工事未払金	2,643
有価証券	142	短期借入金	798
未成工事支出金	1,079	未払費用	84
商品及び製品	54	未払法人税等	1,000
原材料及び貯蔵品	115	未払消費税等	733
関係会社短期貸付金	782	未成工事受入金	360
繰延税金資産	184	完成工事補償引当金	64
その他	74	賞与引当金	223
貸倒引当金	△282	役員賞与引当金	50
		工事損失引当金	18
		その他	284
固定資産	12,669	固定負債	2,652
有形固定資産	7,455	長期借入金	830
建物及び構築物	1,996	退職給付引当金	748
機械装置及び運搬具	110	役員退職慰労引当金	220
工具器具備品	45	再評価に係る繰延税金負債	509
土地	5,303	繰延税金負債	174
建設仮勘定	0	資産除去債務	20
		その他	149
無形固定資産	23	負債合計	10,216
投資その他の資産	5,190	(純資産の部)	
投資有価証券	3,135	株主資本	24,927
関係会社株式	1,790	資本金	6,889
関係会社長期貸付金	20	資本剰余金	999
その他	275	資本準備金	999
貸倒引当金	△30	利益剰余金	19,054
		利益準備金	295
		その他利益剰余金	18,758
		別途積立金	16,500
		繰越利益剰余金	2,258
		自己株式	△2,015
		評価・換算差額等	1,790
		その他有価証券評価差額金	857
		土地再評価差額金	933
		新株予約権	23
資産合計	36,958	純資産合計	26,742
		負債・純資産合計	36,958

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	29,929
売 上 原 価	23,827
売 上 総 利 益	6,101
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,785
営 業 利 益	3,315
営 業 外 収 益	1,048
受 取 利 息 配 当 金	354
不 動 産 賃 貸 料	272
為 替 差 益	329
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	29
そ の 他	62
営 業 外 費 用	245
支 払 利 息	16
不 動 産 賃 貸 原 価	129
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	51
そ の 他	48
経 常 利 益	4,119
特 別 損 失	10
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10
税 引 前 当 期 純 利 益	4,108
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,466
法 人 税 等 調 整 額	8
当 期 純 利 益	2,633

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 株	已 式	株 資 合	主 本 計
		資 備	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 益 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
						別 積 立	途 金	繰 利 剰 余 金	越 益 金			
平成26年4月1日 期首残高	6,889	999	3	1,003	246	15,500		2,437		18,184	△2,364	23,711
会計方針の変更による 累積的影響額								0	0			0
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,889	999	3	1,003	246	15,500		2,437		18,184	△2,364	23,712
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△487	△487			△487
利益準備金の積立					48			△48	—			—
別途積立金の積立						1,000		△1,000	—			—
当期純利益								2,633	2,633			2,633
自己株式の取得											△967	△967
自己株式の処分			2	2							35	38
自己株式の消却			△5	△5				△1,275	△1,275	1,281		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	△3	△3	48	1,000		△178	869	349		1,215
平成27年3月31日 期末残高	6,889	999	—	999	295	16,500		2,258	19,054	△2,015		24,927

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成26年4月1日 期首残高	863		879	1,742	32	25,487
会計方針の変更による 累積的影響額						0
会計方針の変更を反映した 当期首残高	863		879	1,742	32	25,487
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△487
利益準備金の積立						—
別途積立金の積立						—
当期純利益						2,633
自己株式の取得						△967
自己株式の処分						38
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△5		53	48	△9	38
事業年度中の変動額合計	△5		53	48	△9	1,254
平成27年3月31日 期末残高	857		933	1,790	23	26,742

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

関係会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価法

② デリバティブ

③ たな卸資産

未成工事支出金

商品及び製品、原材料

及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度対応額を見積計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用していません。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

これに伴う当事業年度の期首の退職給付引当金、繰越利益剰余金ならびに当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益への影響額についても軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,329百万円
(2) 保証債務残高	172百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	94百万円
② 短期金銭債務	316百万円
③ 長期金銭債務	98百万円

(4) 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,000百万円

(5) 土地再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,174百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	187百万円
② 仕入高	1,288百万円
③ 営業取引以外の取引高	398百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	8,956,494株	1,446,441株	4,112,000株	6,290,935株

(注) 普通株式の自己株式の増加1,446,441株は、取締役会決議による自己株式の取得1,434,000株及び単元未満株式の買取りによる12,441株であり、減少4,112,000株は、取締役会決議による自己株式の消却4,000,000株及びストック・オプションの権利行使による112,000株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	100百万円
賞与引当金	73百万円
退職給付引当金	241百万円
役員退職慰労引当金	70百万円
減損損失	20百万円
その他	423百万円
繰延税金資産小計	929百万円
評価性引当額	△512百万円
繰延税金資産合計	417百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△407百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△407百万円

繰延税金負債の純額

10百万円

再評価に係る繰延税金負債

△509百万円

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額を除く)が3百万円減少し、法人税等調整額(貸方)は39百万円、その他有価証券評価差額金が43百万円それぞれ増加しました。

また、再評価に係る繰延税金負債は53百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	503円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	48円98銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	48円83銭

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

明星工業株式会社 監査役会

常勤監査役 光 田 建 治 ㊟

社外監査役 上 村 恭 一 ㊟

社外監査役 吉 竹 英 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置付け、安定した配当の継続を基本方針とし、業績や財務状況等を考慮して総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図り、資産効率を高める新たな成長分野など企業価値の向上に向けた投資などに活用し、経営資源の有効利用に取り組む所存です。

第73期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 212,383,132円

なお、中間配当金として1株につき4円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社事業の多様化に対応するため、新たに事業目的を追加するとともに、表現の変更ならびに構成の整備等、所要の変更を行うものであります。

(2) 平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。これに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、本移行のために必要な、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の整備等、所要の変更を行うものであります。

また、改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記の条文の新設および削除に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整備など全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会の終結の時をもって効力が生ずるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1. (条文省略)</p>	<p>1. (現行どおり)</p>
<p>2. 熱絶縁工事、<u>耐火工事、築炉工事、塗装工事、管工事および各種建築・建設工事</u>の設計ならびに施工</p>	<p>2. 熱絶縁工事、<u>タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、管工事、とび・土工工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、清掃施設工事</u>および各種建築・<u>土木工事</u>の設計ならびに施工</p>
<p>3.～8. (条文省略)</p>	<p>3.～8. (現行どおり)</p>
<p>9. 光源および光源応用機材の<u>開発、製造</u>ならびに販売</p>	<p>9. 光源および光源応用機材の販売</p>
<p>10.～15. (条文省略)</p>	<p>10.～15. (現行どおり)</p>
<p>16. <u>広告代理店業、損害保険代理業</u>ならびに生命保険の募集に関する業務</p>	<p>(削 除)</p>
<p>17.～19. (条文省略)</p>	<p>16.～18. (現行どおり)</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p>
<p>第5条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、12名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選 任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選 任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを <u>区別して</u> 、株主総会において選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、 <u>現任取締役の残任期間</u> とする。	3 補欠のため選任された <u>監査等委員である取締役の残任期間</u> とする。
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	第22条 取締役会は、 <u>監査等委員である取締役以外の</u> 取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(取締役会)	(取締役会)
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 取締役会の招集通知は、各取締役および <u>各監査役</u> に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	3 取締役会の招集通知は、各取締役に <u>対して</u> 会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
4 取締役会は、取締役および <u>監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	4 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
5 (条文省略)	5 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>6 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>6 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>7 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>7 (条文省略)</p>	<p>8 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第24条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第25条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>(選 任)</u></p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる。ただし、責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第29条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>3 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>4 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第5章 計 算</p>
<p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第31条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>変更後の第4条ならびに第4章および第5章(変更前定款第5章の削除を含む。)の規定は、平成27年6月25日開催予定の第73回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役 大谷壽輝、朝倉 滋、印田 博、西村英明および林 秀行の5名は、定款変更の効力発生と同時に、また本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の改選と新たに2名、計7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおたにとしてる 大谷 壽輝 (昭和20年1月1日生)	昭和43年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 事業統括部長 兼 環境保全部長 平成3年9月 当社取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 平成7年4月 当社取締役 東京支社長 兼 東京営業部長 平成9年4月 当社取締役 東京事業部長 平成11年12月 当社取締役 営業本部長 兼 営業統括部長 平成12年4月 当社常務取締役 総務部および財務部管掌 兼 品質管理部および監査室 担当 平成13年6月 当社代表取締役社長（現任）	111,927株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	あさくら しげる 朝倉 滋 (昭和23年3月7日生)	<p>昭和45年3月 当社入社</p> <p>平成13年6月 当社取締役 営業統括部長 兼 品質管理部 担当</p> <p>平成19年4月 当社取締役 営業統括部長 兼 調達部 担当およびタンゲー プロジェクト ダイレクター</p> <p>平成21年6月 当社取締役 常務執行役員 営業統括部長 兼 環境事業統括部 担当</p> <p>平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 工事統括部長、調達部長 兼 浜松工場、調達部 担当およびPNG プロジェクト ダイレクター、ナイジェリア プロジェクト ダイレクター</p> <p>平成25年6月 当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当およびPNG プロジェクト ダイレクター、ナイジェリア プロジェクト ダイレクター</p> <p>平成27年4月 当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ケイカル株式会社 取締役 	50,906株
3	いん だ ひろし 印田 博 (昭和25年12月21日生)	<p>昭和49年6月 当社入社</p> <p>平成15年4月 当社財務部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当</p> <p>平成21年6月 当社取締役 執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当</p> <p>平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役 ・MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 ・明星建工株式会社 取締役 ・MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役 	25,497株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	にしむらひであき 西村英明 (昭和25年10月16日生)	昭和48年3月 当社入社 平成12年4月 当社総務部長 平成15年7月 当社支店統括大阪支店長 平成16年7月 当社支店統括近畿・中部支店長 平成21年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 平成23年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 営業統括部および電力営業部 担当 平成24年4月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 営業統括部 担当 平成25年6月 当社取締役 執行役員 工事統括部長 兼 営業統括部および浜松工場 担当 (現任) 平成26年11月 イクシス プロジェクト ディレクター (現任)	12,500株
5	はやしひでゆき 林秀行 (昭和30年3月6日生)	昭和55年9月 当社入社 平成18年4月 当社大阪技術部長 平成25年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当 (現任)	2,800株
6	※ やましたきみのり 山下公典 (昭和27年8月25日生)	昭和46年3月 当社入社 平成21年4月 当社支店統括近畿・中部支店長 平成23年6月 当社執行役員 支店統括近畿・中部支店長 (現任)	9,000株
7	※ お尾さきのぼる 尾崎昇 (昭和25年9月5日生)	平成7年9月 当社入社 平成13年4月 当社営業統括部東京営業1部長 平成19年4月 当社支店統括東部支店長 平成22年6月 当社執行役員 支店統括東部支店長 (現任)	3,000株

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 光田 建治 (昭和27年2月5日生)	昭和49年3月 当社入社 平成14年12月 当社支店統括中部支店富山営業所長 平成20年4月 当社支店統括中国・四国支店松山営業所長 平成24年6月 当社常勤監査役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 ・株式会社よしみね 監査役 ・明星建工株式会社 監査役	5,764株
2	※ 上村 恭一 (昭和15年3月29日生)	昭和45年4月 公認会計士開業登録 昭和45年8月 税理士開業登録 公認会計士・税理士 上村恭一事務所開設 所長（現任） 平成7年6月 当社監査役（現任） 平成19年7月 大阪監査法人代表社員 平成21年7月 誠光監査法人代表社員（現任） 〈重要な兼職の状況〉 ・公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 ・誠光監査法人 代表社員 ・株式会社浅川組 社外監査役	0株
3	※ 吉竹 英之 (昭和11年11月1日生)	昭和30年4月 国税局雇大阪国税局採用 平成6年7月 南税務署長 平成7年7月 退職 平成7年9月 税理士開業登録 吉竹税理士事務所開設 所長（現任） 平成9年6月 当社監査役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 ・吉竹税理士事務所 所長 ・高田機工株式会社 社外監査役 ・株式会社ハイレックスコーポレーション 社外監査役	0株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	※ 三品幹男 (昭和25年8月15日生)	昭和49年4月 株式会社大和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行 平成15年3月 同行 堂島支店長 平成15年6月 株式会社キーエンス 常勤監査役 平成17年7月 学校法人四条暁学園 理事 小学校長 平成21年9月 ナミテイ株式会社 総務部長	0株

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上村恭一、吉竹英之および三品幹男の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
- 社外取締役候補者は、いずれも直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上村恭一および吉竹英之の両氏は、公認会計士および税理士として財務および会計等に関する豊富な知見を有し、三品幹男氏は、長年の金融機関における豊富な経験に加え幅広い見識を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当社の社外監査役に就任してからの年数
- 上村恭一および吉竹英之の両氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって上村恭一氏は20年、吉竹英之氏は18年となります。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、上村恭一および吉竹英之の両氏との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、本議案が原案どおり承認可決され、上村恭一、吉竹英之および三品幹男の3氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、各氏とも同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、上村恭一および吉竹英之の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、三品幹男氏につきましても独立役員としての要件を満たしております。本議案が原案どおり承認可決された場合、各氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成19年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとする。）とご決議いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億3千万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となる予定であります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生ずるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額7千万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となる予定であります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生ずるものいたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって監査役を退任いたします光田建治は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役に就任する予定であります。

つきましては、同氏に対し、監査役在任中の労に報いるため、従来の慣例に従い、当社の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
光 田 建 治	平成24年6月 当社常勤監査役（現任）

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会決議により、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）を更新し、同年6月28日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期限は、平成27年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとされておりま

す。当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定める。以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、引き続き新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を更新することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、過半数により承認、可決されることを条件に効力を生じることといたしております。

1. 提案の理由

当社は、上記の「基本方針」に照らして、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、長年培ってきた企業風土を背景とした中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成するさまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性もあることも踏まえ、当社といたしましては、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する目的をもって本プランを更新することといたしました。

なお、平成27年3月31日現在における当社の大株主の状況は、77頁の「株主の状況」（別紙5）のとおりです。また、現在当社株式の大量買付に関する提案等は一切ありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要については、71頁の「フローチャート」（別紙1）をご参照ください。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、i) 当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、ii) 当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に買付等を開始させるとともに、iii) 当該買付等により当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、本プランの発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は、74頁の「新株予約権無償割当ての概要（別紙4）にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）をその時点で全ての株主の皆様に対して無償割当ての方法により割当てるもの。以下、同じとします。）の是非を検討する、というものです。

なお、本プランが発動された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

② 本プランの合理性を高める仕組みの設定

当社は、本新株予約権の発行、不発行等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、社外取締役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置します。（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等については、72頁の「独立委員会規程の概要」（別紙2）をご参照ください。）

当社取締役会は、本プランの発動（本新株予約権の無償割当て。以下、同じとします。）に先立ち、独立委員会に対して、本プランの発動の是非について諮問し、独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。独立委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

なお、独立委員会の委員の氏名および略歴は、73頁の「独立委員会委員の氏名及び略歴」（別紙3）のとおりです。

また、当社取締役会は、買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして必要があると判断した場合は、株主総会を招集し、本プランの発動に関する株主の皆様のことを確

認することができるものとされています。(後記(3)「本プランの具体的内容」⑤をご参照ください。)さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの導入手続

本プランの導入手続については、当社定款第12条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

ただし、本プランの有効期限前であっても、当社は取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(3) 本プランの具体的内容

① 対象となる買付等

本プランは、以下の(a)または(b)に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下、「本必要情報」といいます。)および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限(60日を上限とします。)を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- (a) 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
 - (b) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
 - (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
 - (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - (e) 買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (f) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針
 - (g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- ③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- (a) 当社取締役会の検討作業

当社取締役会は、買付者等から本必要情報（追加提出分を含みます。）を受領してから、i）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付等の場合には60日、ii）その他の買付等の場合には90日の間に（以下、「検討期間」といいます。）、本必要情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとし、買付等は、検討期間が経過した後に初めて実施されるものとし、

また、当社取締役会は、原則として、検討期間内に、下記(b)に定める独立委員会に対する諮問および独立委員会からの勧告を経て、本プランの発動の是非に関する決定を行いますが、検討期間内に本プランの発動の是非に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で検討期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとし、（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします。以下、同じとします。）。当社取締役会は、検討期間の延長の決定を行うに先立ち、独立委員会に対してその是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した

上で、最終決定を行うものとします。検討期間を延長するに至った場合は、当社取締役会はその理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、買付者等が本必要情報を提出しない場合、その他本プランに定める手続を遵守しない場合も、本プランの発動の是非について、独立委員会に諮問を行います。

(b) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、監査等委員である社外取締役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成されます。独立委員会委員の選任基準、決議要件および決議事項等については、72頁の「独立委員会規程の概要」（別紙2）をご参照ください。

独立委員会は、当社取締役会から本プランの発動の是非について諮問されたときは、買付等の内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会は、買付者等に対して、直接または当社取締役会を通じて、独立委員会における決議および勧告のために必要な検討資料その他の情報の提供を求めることができます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他の情報の提供を求めることができます。

独立委員会は、検討期間の延長の是非について諮問されたときも、これを評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会の評価・検討が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(c) 情報開示

当社は、買付者等が現われた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

④ 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現われた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、次の(a)または(b)に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合、当社取締役会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本プランの発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(74頁の(別紙4)「新株予約権無償割当ての概要」5.において定義されます。)までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当てを中止、または(無償割当ての効力発生日後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後、買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当しないか、または該当しても、本プランの発動により本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき検討等した結果、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して、本プランの不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本プランの不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本プランの発動の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 株主総会開催の勧告

独立委員会は、上記(a)または(b)の勧告を行うに際し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付することができます。

⑤ 取締役会の決議・株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本プランの発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、次の場合には、独立委員会における手続に加えて、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を開催し、本プランの発動の是非に関する議案を付議するものとします。また、当社取締役会は、本プラン発動の是非に関する株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

- (a) 買付者等による買付等の内容、時間的猶予、株主総会事務等の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当である場合
- (b) 独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付した場合

株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議の結果に従うものとし、株主意思確認総会において本プランの発動にかかる議案が否決された場合には、本プランを発動いたしません。

買付者等ならびにその共同保有者および特別利害関係者は、当社取締役会が本プランの不発動に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本プランの発動にかかる議案が否決されるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。なお、当社取締役会は、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合、前記(3)「本プランの具体的内容」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、前記(3)「本プランの具体的内容」④のとおり、買付等が下記の要件のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当か否かに関する当社取締役会の決議については、必ず独立委員会の勧告手続を経て決定されることとなります。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
 - ② 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (a) 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - ④ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
 - ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
 - ⑥ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の現実可能性、買付等の後の経営方針・事業計画および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合
 - ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (5) 本新株予約権の主な内容
本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては、74頁の「新株予約権無償割当ての概要」（別紙4）に記載のとおりですのでご参照ください。
- (6) 本プランの適用開始、有効期限、廃止および変更
本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は、平成30年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は、本プランの有効期間中に、金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 株主の皆様等への影響

① 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プラン発動にかかる当社取締役会決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者⁹以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの価額の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日後や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式の株価が相当程度変動し、株主および投資家の皆様は相応の損害を被る可能性があります。

③ 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 新株予約権者の権利確定の手続

当社取締役会において、本プランを発動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告いたします。

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

¹金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。

²金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。別段の定めがない限り同じとします。

³金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。

- ⁴金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。別段の定めがない限り(3)①(b)において同じとします。
- ⁵金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁶金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁷金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁸金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁹非適格者とは、74頁の(別紙4)「新株予約権無償割当ての概要」6. 本新株予約権の行使条件で定義されている者をいいます。

3. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、招集通知添付書類17頁7. 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、企業価値を向上させる目的をもって更新されるものであり、基本方針の考え方に沿って更新されるものです。

(2) 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

① 株主の意思を重視していること

本プランは、招集通知添付書類18頁(3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載のとおり、株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

また、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新されるものであり、本プランの有効期間は平成30年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本

プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

② 買収防衛策に関する基本的枠組みを充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっております。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みとなっていること

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたします。

当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、買付等に対する本プランの発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく本プランの発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

また、本プランでは買付者等が、本プランにおいて定められた手続を遵守しない場合、または買付者等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、本プランの発動の是非の決定は株主意思確認総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

④ 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。独立委員会は、第三者の助言を得ることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

なお、その判断の概要については株主の皆様には情報開示することとされており、透明性が確保されている仕組みとなっております。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止できるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従って、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ株主共同の利益に資するものです。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記のとおり、本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

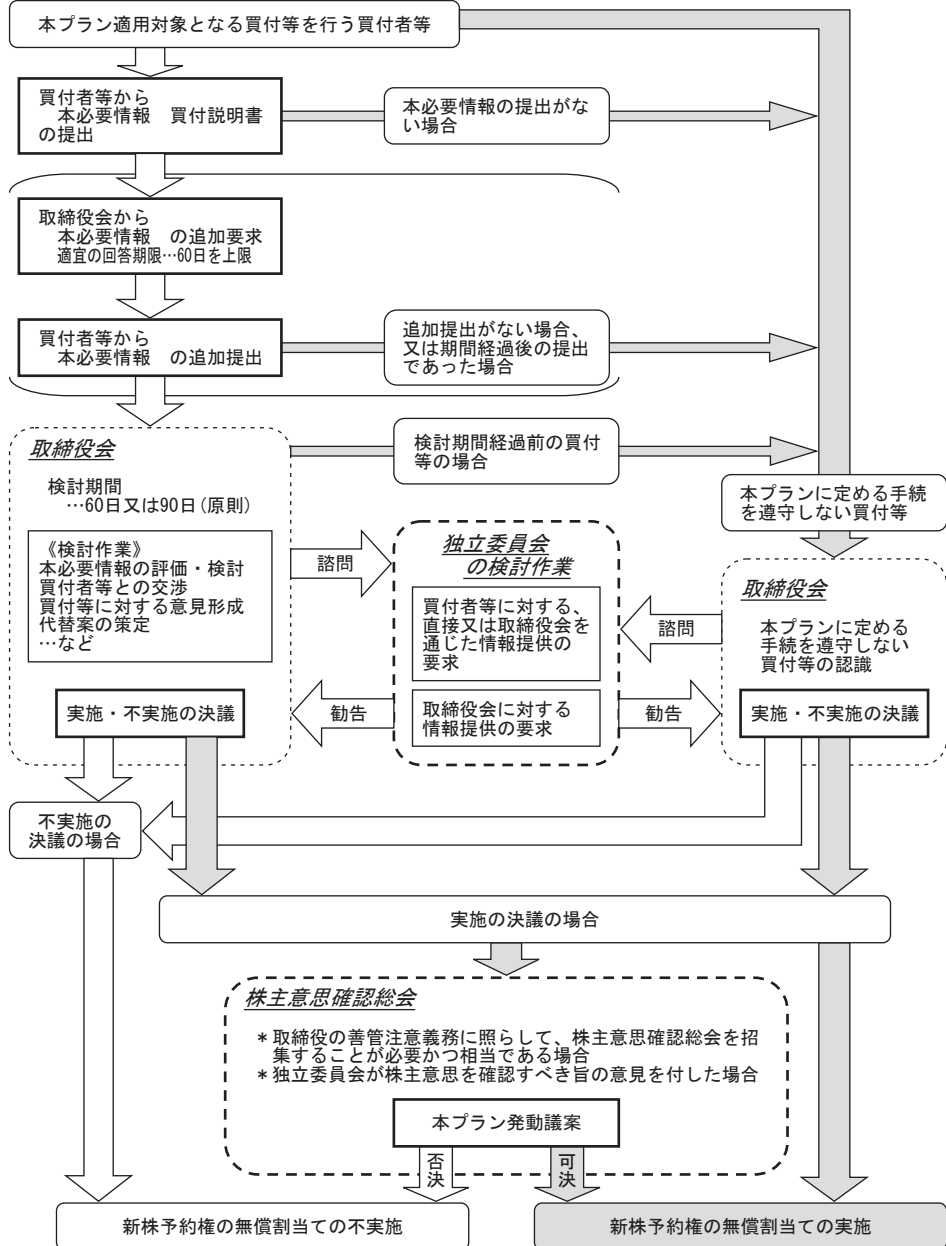
また、当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置します。当社取締役会は、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以 上

(別紙1)

フローチャート



(別紙2)

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、(1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者、(2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者、(3) 当社等との間に特別利害関係がない者、(4) 実績ある法人経営者等、弁護士、公認会計士もしくは有識者又はこれらに準ずる者のいずれにも該当する者の中から、当社取締役会が選任するものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、監査等委員である当社社外取締役を兼務する独立委員会委員が監査等委員もしくは社外取締役でなくなった場合、又は本プランが廃止された場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決議し、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）なお、独立委員会の委員は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主の共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならない。① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
② （必要に応じて）株主意思確認総会の開催の是非
③ 検討期間の延長の是非
④ 本プランの修正又は変更に関する議案の株主総会に対する付議の可否
⑤ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
⑥ 前各号に定める他、当社取締役会が判断すべき事項の内、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料ならびに当社取締役会によるこれらの情報に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会における決議および勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。また、買付者等に対しても、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会が適宜必要と認める検討資料その他情報の提供を求めることができる。
- 独立委員会が必要とするときは、当社取締役、相談役、顧問、会計監査人又は従業員を独立委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 独立委員会は、独立委員会規程に基づき、各独立委員会委員が招集した際に、開催する。
- 独立委員会は、独立委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。ただし、独立委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、独立委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

独立委員会の委員の氏名及び略歴は次のとおりであります。

上 村 恭 一 (うへむら きょういち)

(昭和15年3月29日生)

略 歴 : 昭和45年8月 公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 (現任)
平成7年6月 当社社外監査役 (現任)
平成21年7月 誠光監査法人代表社員 (現任)

上村恭一氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

吉 竹 英 之 (よしたけ ひでゆき)

(昭和11年11月1日生)

略 歴 : 平成6年7月 南税務署長
平成7年9月 吉竹税理士事務所 所長 (現任)
平成9年6月 当社社外監査役 (現任)

吉竹英之氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

礪 川 正 明 (いそかわ まさあき)

(昭和21年3月8日生)

略 歴 : 昭和53年4月 大阪弁護士会登録
昭和55年12月 礪川正明法律事務所 (現グローバル法律事務所) 所長
(現任)
平成9年12月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外監
査役 (現任)
平成12年4月 大阪弁護士会副会長
平成20年3月 摂津水都信用金庫 (現北おおさか信用金庫) 監事
(現任)
平成21年6月 学校法人大阪成蹊学園理事 (現任)

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(別紙4)

新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」という。）における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する自己株式を控除する。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的とする株式の種類は当社株式¹とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、別途調整が無い限り1個とする。

3. 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の保有する自己株式の数を除く。）を上限とする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

5. 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記8.の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得にかかる本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

6. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者²、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者³、(Ⅳ)その特別関係者、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者⁴(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」という。)のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使できるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することはできない。

7. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

② 当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

¹将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換

えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとする。

- 2 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、①当社、当社の子会社又は当社の関連会社、②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができるものとする。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者、③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）は、特定大量保有者に該当しないものとする。
- 3 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下、同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、①当社、当社の子会社又は当社の関連会社、②その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）は、特定大量買付者に該当しないものとする。
- 4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者をいう。

(別紙5)

株主の状況 (平成27年3月31日現在)

1. 株 主 数 11,468 名

2. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	4,032 千株	7.5 %
公 益 財 団 法 人 富 本 奨 学 会	2,695	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,618	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,617	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,297	4.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,960	3.6
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,930	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,738	3.2
明 星 工 業 取 引 先 持 株 会	1,499	2.8
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,400	2.6

(注) 当社は、6,290,935株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場のご案内

会 場 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
北浜フォーラム(大阪証券取引所ビル 3階)
会議室 A・B・C
電話 (06) 6202-2311

株主総会会場付近略図

